

浅口市土地開発公社分譲地販売促進助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 浅口市土地開発公社(以下「公社」という。)は、公社所有の分譲地(以下「分譲地」という。)の販売促進及び定住人口の増加を図るため、分譲地に住宅を建築し定住する者に対し、公社理事長(以下「理事長」という。)が予算の範囲内で浅口市土地開発公社分譲地販売促進助成金(以下「助成金」という。)を交付するものとし、その交付に関して必要な事項は、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 台所、便所、浴室及び居室を有し、専ら自己の居住の用に供する住宅(併用住宅で延べ床面積の2分の1以上を住宅の用に供しているものを含む。)をいう。ただし、別荘等一時的に使用するもの及び賃貸住宅は除く。
- (2) 定住 浅口市に定住する意思のある者が本市の住民基本台帳に記録され、かつ、生活の本拠を浅口市内に有することをいう。
- (3) 建築 分譲地に住宅を新築することをいう。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、次の各号のすべての要件に該当する者とする。ただし、同一世帯において該当する者が複数生じる場合は、いずれか1人に限るものとする。

- (1) 定住する意思のある者で、平成31年1月1日から令和7年3月31日までに公社から分譲地を購入し、かつ、当該購入成約日後1年以内に自らの用に供する住宅の建築に着工したものであること。
- (2) 定住する助成対象者及び同一世帯の者全員に、従前の居住地における市町村住民税の滞納がないこと。
- (3) 建築した住宅の所有者で、かつ、当該物件(土地及び建物)に係る固定資産税の納税義務者であること。
- (4) 過去にこの要綱に基づく助成金を受けていないこと。

(助成金の額)

第4条 助成金の交付の額は30万円とする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、住宅が完成した後、浅口市土地開発公社分譲地販売促進助成金交付申請書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて理事長に提出するものとする。

- (1) 住民票(分譲地に住所を定めた記載があり、世帯全員の記載のあるもの。)
- (2) 市町村民税完納証明書
- (3) その他理事長が特に必要と認める書類

2 理事長は、交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは助成金の交付の決定を行い、申請者に対し浅口市土地開発公社分譲地販売促進助成金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。こ

の場合において、理事長は、必要な条件を付すことができる。

(助成金の請求)

第6条 前条の交付決定の通知を受けた者(以下「助成決定者」という。)は、浅口市土地開発公社分譲地販売促進助成金請求書(様式第3号。以下「請求書」という。)により理事長に助成金の交付を請求するものとする。

2 理事長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに当該助成決定者に助成金を支払うものとする。

(交付決定の取消し等)

第7条 理事長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとし、既に交付した助成金があるときは、期限を定めてその返還を命じることができる。ただし、理事長がやむを得ないと認めた場合は、返還金の全部又は一部を免除することができる。

(1) 虚偽又は不正の手段により助成金の交付の決定を受けたとき。

(2) この要綱に違反する事実があったとき。

(加算金及び延滞金)

第8条 助成決定者は、前条の規定により助成金の返還を命じられたときは、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額に年10.95パーセントを乗じて得た額(以下「加算金」という。)を公社に納付しなければならない。

2 助成決定者は、助成金の返還を命じられ、これを納付期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額に年10.95パーセントを乗じて得た額(以下「延滞金」という。)を公社に納付しなければならない。

3 理事長は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、助成決定者の申請により加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(その他)

第9条 この助成金の交付に関しては、前各条に定めるもののほか、浅口市補助金等交付規則(平成18年浅口市規則第48号)の例による。

附 則

この要綱は、平成31年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月1日から施行する。